

○海部東部消防組合消防用設備等設置事務審査基準

平成30年4月1日

訓令第14号

この審査基準は、消防用設備等の設置事務に係る書類審査等に際し、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）及び海部東部消防組合火災予防条例（昭和46年海部東部消防組合条例第22号）の規定に基づく技術上の基準等を、統一的に運用及び指導するため、必要な事項を定めるものとする。

目次

消防用設備等の設置単位について

（昭和50年3月5日消防安第26号）

消防用設備等の設置単位について（図解）

無窓階の解説

（平成24年8月1日海部地方統一基準「無窓階・普通階の判定基準」）

電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて

（昭和51年7月20日消防予第37号）

電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて（図解）

消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準について

特例基準の適用の手続きを必要としないものについて

建築確認時における共同住宅等の収容人員の算定について

棚・床の判定基準

消防用設備等に係る届出等に関する運用基準

（平成9年12月5日消防予第192号）

附 則（令和元年訓令第29号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年訓令第27号）

この訓令は、公布の日から施行する。

消防用設備等の設置単位について

第1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（消防法施行令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

第2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。）又は庇等により接続されている場合（接続計画を含む。以下同じ。）は原則として一棟であること。ただし、次の1から4のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱ってさしつかえないものであること。

1 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次の（1）から（4）までに適合している場合

（1）渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行の支障がない状態にあるものであること。

（2）渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3メートル未満、その他の場合は6メートル未満であること。

（3）接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6メートル、2階以上の階にあつては10メートルを超えるものであること。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、この限りでない。

ア 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3メートル以内の距離にある部分に限る。次のイにおいて同じ。）については、次の（ア）又は（イ）によること。

（ア）外壁は防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）及び屋根は準耐火構造（建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造をいう。）で造られていること。

（イ）（ア）以外のものについては、防火構造の塀（自立構造のもの）その他これらに類するもの又はスプリンクラー設備（閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備であるものに限る。以下同じ。）若しくはドレンチャー設備（建築基準法第2条第9号の2に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）で延焼防止上有効に防護されていること。

イ アの外壁及び屋根には、開口部を有しないこと。ただし、面積の合計が4平方メートル以下の開口部で防火戸（建築基準法第2条第9号の2に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）が設けられている場合にあつては、この限りでない。

ウ 渡り廊下については次の（ア）又は（イ）によること。

（ア）吹き抜け等の開放式で、かつ、建築物の両端の接続部に設けられた出入口には、防

火戸が設けられていること。

(イ) (ア) 以外のものについては、次のAからCまでに適合するものであること。

A 建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料（建築基準法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。）で造ったものであること。

B 建築物の両端の接統部に設けられた出入口部分の面積の合計は、いずれも4平方メートル以下であり、当該部分には防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

C 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、スプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

a 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1平方メートル以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1メートル以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1メートル以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

b 機械排煙設備にあつては、消防法施行規則第30条の規定に基づき設置されていること。

(4) 渡り廊下の長さは渡り廊下の幅員以上の長さとし、かつ、接統部に設ける防火戸が避難上有効に開放できる距離以上であること。

2 建築物と建築物が地下連絡路で接続されている場合は、次の(1)又は(2)に適合している場合

(1) 地下連絡路の天井部分が直接外気に常時開放（地下連絡路の断面積以上の開口に限る。）されているドライエリア形式又はこれと同等以上に火災の際の煙を有効に排出できる構造等であるもの

(2) (1) 以外のもので、次のアからクまでに適合するもの

ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分の部分をいう。）の主要構造部は、耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であること。

イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上支障がない状態にあること。

ウ 地下連絡路は耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）であること。

- エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6メートル以上であり、その幅員は6メートル未満であること。ただし、双方の建築物の接続部にスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。
- オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- カ オの出入口の開口部の面積の合計は、一の建築物につき4平方メートル以下であること。ただし、当該地下連絡路にスプリンクラー設備が設けられ、かつ、「通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1437号）」に適合する排煙設備（以下「特殊排煙設備」という。）が設けられている場合にあつては、この限りでない。
- キ オの出入口には、特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備であるものに限る。）である防火戸（以下「特定防火戸」という。）で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。ただし、特殊排煙設備を設置する場合にあつては、くぐり戸（特定防火戸に限る。）を併設したシャッター（特定防火設備に限る。）とすることができる。
- ク 特殊排煙設備を設けた地下連絡通路以外の地下連絡路には、1（3）ウ（イ）C bに定める排煙設備が設けられていること。ただし、スプリンクラー設備が設けられている場合はこの限りでない。
- 3 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次の（1）から（6）までに適合している場合
- （1）建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2平方メートル以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
 - （2）洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及び下地材料は不燃材料であること。
 - （3）洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20メートルを超える場合にあつては、この限りでない。
 - （4）（1）の点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（開口部の面積が2平方メートル以上のものにあつては、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。
 - （5）（1）の換気のための開口部が常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。
 - （6）洞道の長さは洞道の幅員以上の長さであること。

4 建築物の庇（軒先を含む。以下同じ。）と建築物の庇が重なり合っている場合で、次の（１）から（４）までに適合している場合

- （１）重なり合う庇と庇の高さが０．５メートル以上開放されていること。
- （２）庇の重なり幅は０．９メートル以下であること。
- （３）庇下部分の用途が通行の用途のみに供されるとともに、庇の両端部が開放されていること。
- （４）庇下の相対する開口部で相互に３メートル以内の距離にある開口部は、防火戸であること。

消防用設備等の設置単位について（図解）

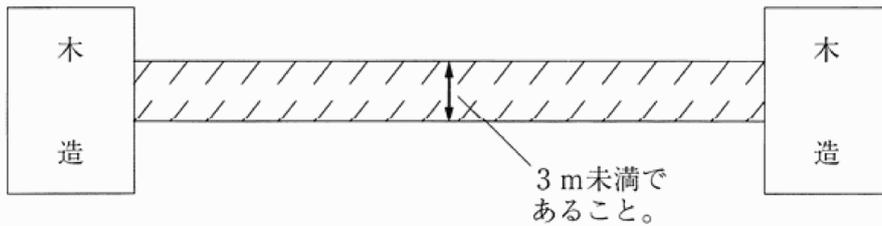
第1 地階以外の階において渡り廊下で接続される場合

1 使用方法

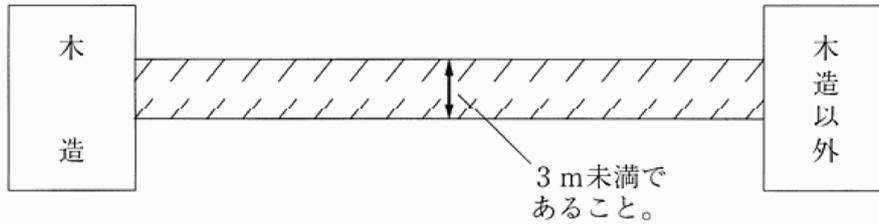
- (1) 通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
- (2) 可燃性物品等の存置その他通行上支障のないこと。

2 有効幅員

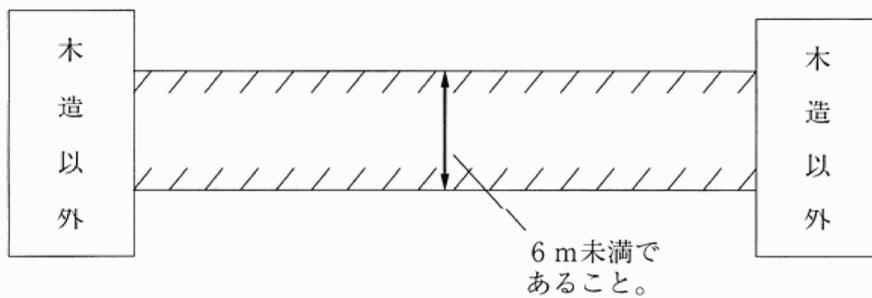
- (1) 建築物の主要構造部が木造と木造の場合



- (2) 建築物の主要構造部が木造と木造以外の場合

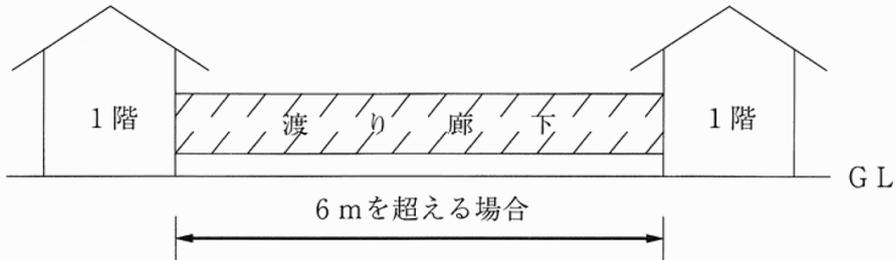


- (3) 建築物の主要構造部が木造以外と木造以外の場合

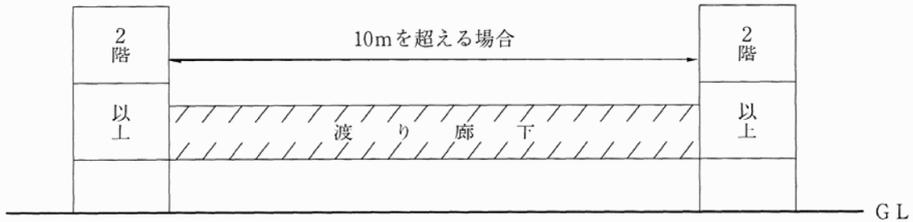


3 建築物相互間の距離

(1) 平屋建ての場合



(2) 2階建て以上の場合（渡り廊下が1階にある場合は、(1)を準用する。）

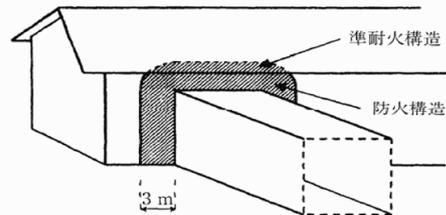


★ 1. 2. 3に適合することが別棟とみなされるための絶対条件

4 3に適合しない場合は、次の(1)から(4)までに適合すれば別棟とみなしてよい。

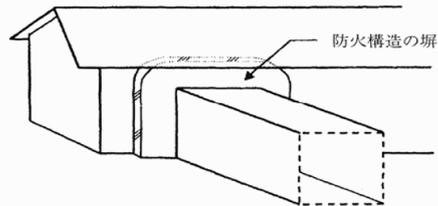
(1) 建築物の条件は、次のア又はイによること。

ア 渡り廊下の接続部分から3メートル以内の距離にある部分の屋根は、準耐火構造及び外壁は防火構造とすること。

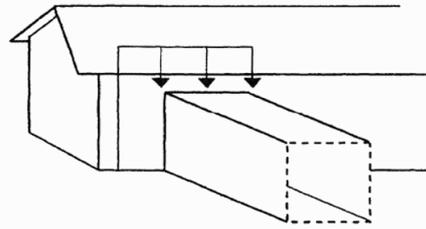


イ ア以外の場合は、次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 渡り廊下の接続部分から3メートル以内の距離にある部分を延焼防止上有効に保護する防火構造の塀（自立構造のもの）を設けること。



- (イ) 渡り廊下の接続部分から3メートル以内の距離にある部分を延焼防止上有効に保護するスプリンクラー設備（閉鎖型）又はドレンチャー設備を設けること。



(2) 建築物の開口部の条件

渡り廊下の接続部分から3メートル以内の距離にある部分には、開口部を設けないこと。ただし、次のア及びイに適合させた場合は、開口部を設けることができる。

- ア 開口部の面積の合計は、4平方メートル以下であること。
イ 開口部は防火設備とすること。

(3) 渡り廊下の条件

ア 開放式の場合

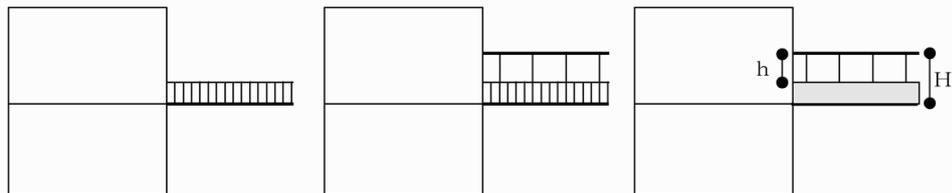
渡り廊下の建物側の出入口は、防火戸とすること。

(ア) 吹き抜け等の開放式の条件

次のA又はBに適合するものであること。

A 廊下の両側の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1メートル以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたものであること。

B 廊下の片側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1メートル以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効にさえぎる構造で天井面から0.5メートル以上下方に突出したたれ壁を設けたものであること。



※ 開放された部分 (h) $h \geq 1/2 H$ 又は 1m以上

イ 非開放式の場合

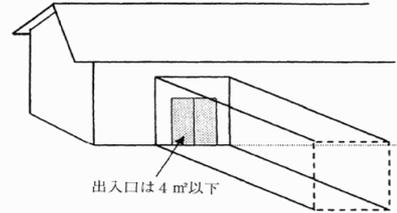
(ア) 構造

構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で仕上げたものであること。

(イ) 接続部の出入口

A 出入口の面積の合計は4平方メートル以下であること。

B 出入口は防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの、又は煙感知器連動で閉鎖するものとする。

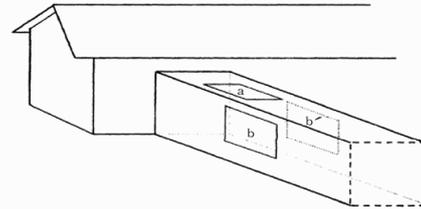


(ウ) 排煙

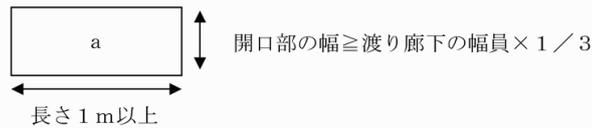
自然排煙用開口部又は機械排煙設備を設置すること。ただし、スプリンクラー設備（閉鎖型）又はドレンチャー設備が設けられているものについては設置を要しない。

A 自然排煙用開口部

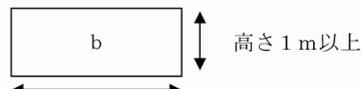
開口部の面積（ $a \text{ m}^2 + b \text{ m}^2 + b' \text{ m}^2$ ）の合計は1平方メートル以上とすること。



(a) 屋根又は天井に設ける開口部



(b) 外壁に設ける開口部（両側に設置）



開口部の長さ ≥ 渡り廊下の長さ × 1/3

B 機械排煙設備

規則第30条の規定に基づき設置されていること。

(4) 渡り廊下の長さ

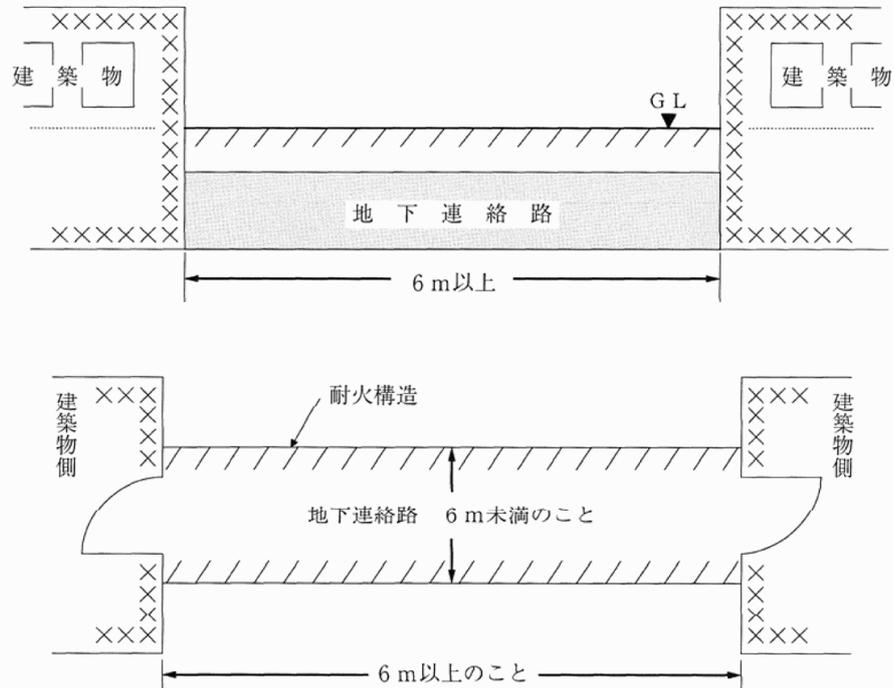
渡り廊下の長さは、渡り廊下の幅員以上の長さとし、かつ、接続部に設ける防火戸が避難上有効に開放できる距離以上とすること。

第2 地下連絡路で接続される場合

次の1又は2に適合すること。

- 1 地下連絡路の天井部分が直接外気に常時開放（地下連絡路の断面積以上の開口に限る。）されているドライエリア形式又はこれと同等以上に火災の際の煙を有効に排出できる構造等であること。
- 2 1以外のもので、次の（1）から（8）までに適合すること。
 - (1) 接続される建築物の主要構造
接続される建築物又は地下連絡路が接続されている階の部分の主要構造部は、耐火構造であること。
 - (2) 地下連絡路の使用方法
ア 通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
イ 可燃性物品等の存置その他通行上の支障がないこと。
 - (3) 地下連絡路の構造等
地下連絡路は耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ及びその下地は、不燃材料であること。
 - (4) 地下連絡路の長さ
地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔は、6メートル以上であり、その幅員は6メートル未満であること。ただし、双方の建築物の接続部にスプリンクラー設備（閉鎖型）又はドレンチャー設備が延焼防止上有効に設けられている場合は、この限りでない。
 - (5) 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
 - (6) (5)の出入口の開口部の面積の合計は、一の建築物につき4平方メートル以下であること。ただし、当該地下連絡路にスプリンクラー設備（閉鎖型）が設けられ、かつ、「通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1437号）に適合する排煙設備（以下「特殊排煙設備」という。）が設けられている場合はこの限りでない。
 - (7) (5)の出入口には、特定防火設備である防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。ただし、特殊排煙設備を設置する場合にあっては、くぐり戸（特定防火設備である防火戸に限る。）を併設したシャッター（特定防火設備に限る。）とすることができる。
 - (8) 特殊排煙設備を設けた地下連絡路以外の地下連絡路には、規則第30条の規定に基づく

機械排煙設備が設けられていること。ただし、スプリンクラー設備（閉鎖型）が設けられている場合はこの限りでない。



第3 洞道で接続される場合

次の1から6までに適合すること。（洞道とは、換気、暖房又は冷房設備の風道、給排水管、配電管等の配管類及び電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。）

1 建築物と洞道の接続部分

洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検のための開口部又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられる換気口で2平方メートル以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

2 洞道の構造等

洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ及びその下地は不燃材料であること。

3 洞道内の風道、配管、配線等の貫通部（1の耐火構造の床又は壁を貫通する部分）

- (1) 不燃材料で埋め戻しすること。
- (2) 洞道の長さが20メートルを超える場合は、(1)によらないことができる。

4 点検口（建築物内に設けられているものに限る。）

- (1) 1の点検のための開口部は、防火戸が設けられていること。

(2) 開口部の面積が2平方メートル以上のものにあつては、自動閉鎖装置付のものとする
こと。

5 換気口

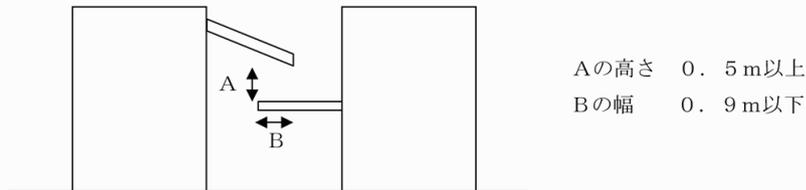
1の換気のための開口部が常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられ
ていること。

6 洞道の長さ

洞道の長さは、洞道の幅員以上の長さであること。

第4 建築物の庇（軒先を含む。以下同じ。）と建築物の庇が重なり合う場合
次の1から5までに適合すること。

- 1 重なり合う庇と庇の高さが、0.5メートル以上開放されていること。
- 2 庇の重なり幅は、0.9メートル以下であること。
- 3 庇下部分は、通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
- 4 庇の両端部は開放されていること。
- 5 庇下の相対する開口部で相互に3メートル以内の距離にある開口部は、防火戸であること。



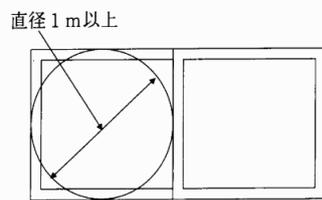
無窓階の解説

第1 無窓階とは、建築物の地上階のうち、次の第2に示す普通階以外の階をいう。

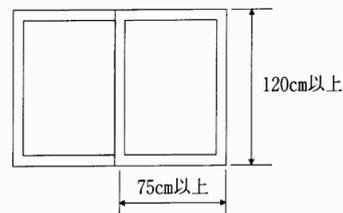
第2 普通階

- 1 0階以下の階の場合、図A又は図Bに該当する開口部を2以上有し、かつ、図A又は図B若しくは図Cに該当する開口部の有効開口面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超えること。なお、有効開口部の設置場所は2方向避難を考慮し1方向に片寄らないよう努めること。
- 2 11階以上の階の場合、図Cに該当する開口部の有効開口面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超えていること。

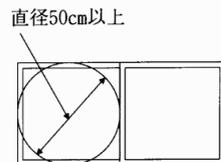
図A 直径1m以上の円が
内接できる開口部



図B 幅及び高さがそれぞれ75cm以上
及び120cm以上の開口部



図C 直径50cm以上の円が
内接できる開口部



- 3 開口部の有効開口面積（平方メートル）の計算において、個々の開口部の有効開口面積算定については、小数点第3位以下を切り捨てた数値とし、床面積の30分の1については、小数点第3位以下を切り上げた数値とする。
- 4 図A、図B及び図Cの開口部は、次の条件に該当すること。
 - (1) 床面（FL）から開口部の下端（Fix の場合ガラス面）までの高さは、1.2メートル以内であること。
 - (2) 開口部は、道路又は道路に通ずる幅員（外壁より敷地境界線）1メートル以上の通路、その他の空地に面したものであること。（11階以上の階の場合は除く。）（図1参照）
 - (3) 開口部は、内部から容易に避難できるとともに、外部からも容易に進入できるものであ

ること。

- (4) 開口部の扉、窓等は、容易に開放できるよう常時良好な状態に維持管理されていること。
- (5) 固定された踏み台の上端から開口部の下端まで1.2メートル以内であること。

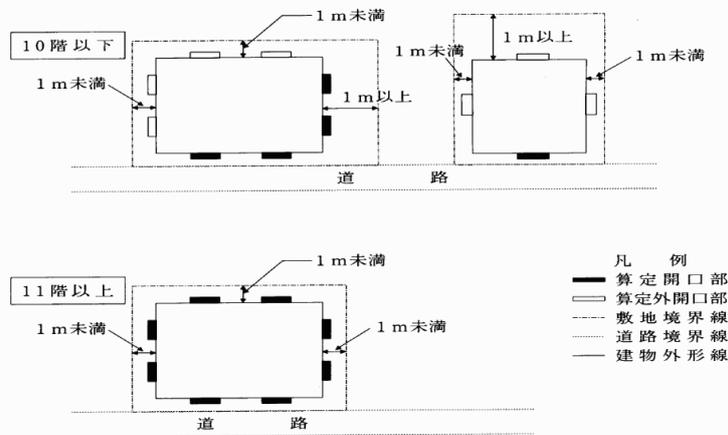


図-1

- 5 有効な開口部に面する幅員1メートル以上の空地について
 - (1) 避難上又は消火活動上支障を及ぼさない強度とし、傾斜等がないこと。
 - (2) 空地には、植込み、その他の工作物を設けないこと。
 - (3) 常時障害となる物品を置かないこと。
 - (4) 国又は地方公共団体等の管理する公園で将来にわたって空地の状態が維持されるもの。
- 6 消防用活動空地設置時には、消防車両の進入路に門、扉等がある場合は非常時に開放可能な状態に管理されていること。

第3 現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物の開口部の取扱いについては、従前の例によることとするが、この判断基準を適用して差し支えない。

第4 容易に破壊することができるガラスの種別等は、別記3によるほか、次の1から3により判断する。

- 1 ガラスの種別等は、「消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事計画書」等の関係図書に記載された内容をもって判断する。
- 2 合わせガラスは、平成19年3月27日付け消防予第111号「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について」(以下「111号通知」という。)により取り扱う。
- 3 別記3のガラス表面にフィルムを貼付したものは、111号通知第2を準用し、同程度の

強度以下であると判断できる場合は、容易に破壊することができるガラスとして取り扱うものとする。なお、合わせガラスにフィルムを貼付したものは、協議の上判断する。

第5 建築物の形態等による開口部算定可否の判断基準は、次の1から7までとし、有効開口部として算定することができる部分は、別記1によること。

- 1 複数棟が渡り廊下等で接続され、消防用設備等の設置単位が同一棟となる場合
- 2 一の階が間仕切り壁等により、多区画（行き来できない）となる場合
- 3 庇、バルコニー等の突起物により隣地境界からの有効幅員が確保できない場合
- 4 建物の上階がセットバックしている場合
- 5 中庭に面する開口部の場合
- 6 吹き抜けが存する場合
- 7 大きな庇（1メートルを超える奥行）がある場合

第6 開口部の形状等による開口部算定可否及び有効開口面積の判断基準は、扉、窓等を開放することができる部分とし、別記2によること。ただし、別記3のガラスを使用する部分については、別記4によることができるものとする。

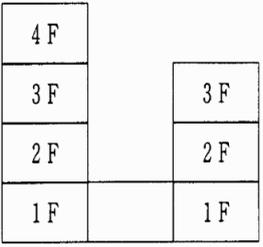
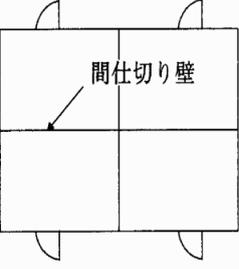
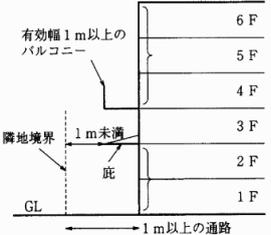
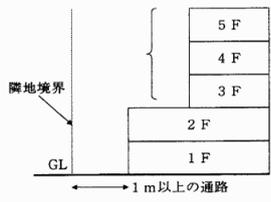
第7 開口部の組合せによる有効開口部算定の判断基準は別記5によること。

第8 扉の扱いについては、次の1及び2により判断する。

- 1 自動扉の場合、進入する消防隊が開放できるサムターン錠を有している場合はガラスの種別は関係通達にある厚み（例 網入板ガラス10ミリ以下）であれば算定可（クレセント付窓と同じ扱い）、また開錠が不可能な場合は別記3のガラスを使用した場合算定可とする。
- 2 ガラス以外の形状の扉については、進入する消防隊が開放できるサムターン錠を有し、かつ、小窓を破壊することにより開錠が可能であれば算定可とする。この場合、ガラスの種別は関係通達にある厚み（例 網入板ガラス10ミリ以下）及び別記3のもので、小窓の寸法は直径15センチ以上の円が内接できる大きさが条件となる。

第9 原則としてボイラー室、機械室等の外部に面する開口部は、避難上及び消防活動上支障を及ぼすおそれがあるため有効開口部算定不可とする。ただし、避難上及び消防活動上有効と判断できるものについては有効開口部算定可とする。

別記 1 建築物の形態等による有効開口部算定について

建築物の形態等	参考図	判断基準等
<p>(1) 複数棟が渡り廊下等で接続され、消防用設備等の設置単位が同一棟となる場合</p>	<p>・立面図</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 渡り廊下で接続された階は、各棟の階を合算した形で有効開口部算定を行う。 ● 渡り廊下で接続されていない階は、それぞれの棟の階ごとに有効開口部算定を行う。この結果、それぞれの棟の階ごとに判定が異なったときは、実態により判定する。
<p>(2) 一の階が間仕切り壁等により、多区画（行き来できない）となる場合</p>	<p>・平面図</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 階全体で有効開口部算定を行う。 （消防法施行令第8条の区画に該当する場合は、当該区画ごとに有効開口部算定を行う。） ※ 階全体で普通階と判定された場合は、区画ごとに普通階の要件を満たすか、各区画間に連絡通路、扉を設けることが望ましい。 （行政指導範囲）
<p>(3) 庇、バルコニー等の突起物により隣地境界からの有効幅員が確保できない場合</p>	<p>・立面図</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 突起物より下階（1，2階）の開口部は有効開口部算定可とする。 ● 突起物部分がバルコニー等で、その有効幅員が1m以上かつ当該バルコニー等が道路又は道路に通ずる敷地等に面していれば、突起物より上階（4～6階）の開口部は有効開口部算定可とする。
<p>(4) 建物の上階がセットバックしている場合</p>	<p>・立面図</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2階屋上部分の強度（人が歩行できる程度以上）があれば、3～5階の開口部も有効開口部算定可とする。

別記 1 建築物の形態等による有効開口部算定について

建築物の形態等	参考図	判断基準等
(5) 中庭に面する開口部の場合	<p>・平面図</p> <p>幅1m以上高さ2m以上の通路 道路又は道路に通ずる敷地等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地盤面のレベルに有効幅員1m以上、高さ2m以上の通路（扉等が存する場合は施錠されていないこと）が、道路又は道路に通ずる敷地等に面していれば、中庭に面する開口部は有効開口部算定可とする。
(6) 吹き抜けが存する場合	<p>・平面図</p> <p>吹き抜け部分 床</p> <p>・断面図</p> <p>GL 吹き抜け部分 2F床</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 2階の開口部算定に際し、吹き抜けに面する開口部は有効開口部算定不可とする。ただし吹き抜け部分に有効幅員60cm以上の通路が当該床に面していれば、吹き抜け部分の開口部は有効開口部算定可とする。
(7) 大きな庇（1mを越える奥行）がある場合	<p>・平面図</p> <p>庇先端より1m後退線</p> <p>・立面図</p> <p>GL 庇先端より1m後退線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 左図の場合、有効開口部算定は a-b、b-e、e-f、f-a面で行う。なお、この場合の無窓階、普通階に係る階床面積は a、b、e、f で囲まれた部分として差し支えない。 ● 2階における b-e 面の有効開口部算定については、(3) によること。

別記 2 開口部の形状等による有効開口部算定及び有効開口面積について

開口部の形状別有効開口面積	判断基準等
<p>① Fix はめごろし窓</p> <p>② 引き違い戸 引違い窓</p> <p>③ 両開き戸 両開き窓</p> <p>④ 片開き戸 片開き窓</p> <p>⑤ 両引き戸 両引き窓</p> <p>⑥ 片引き戸 片引き窓</p> <p>⑦ 回転窓 (縦軸) 縦軸回転窓</p> <p>⑧ 回転窓 (横軸) 横軸回転窓</p> <p>⑨ 上げ下げ窓 上げ下げ窓</p> <p>⑩ シャッター シャッター</p>	<p>● 各開口部の斜線部分を有効開口部算定可とする。以下、各々留意点を示す。</p> <p>① 開閉不可の開口部（はめごろし窓等）は、ガラスの厚さや種類によって有効開口部算定可とする。</p> <p>② 引き違い窓（戸）の開放部分は、厳密に測定すると当該開口部の2分の1にはならない（窓と窓の枠に重なりがあるため）が、計算上は単純に2分の1で計算して差し支えない。</p> <p>③ 両開きの開口部は、ガラスの厚さや種類によって有効開口部2つとする。</p> <p>⑤ 両引きの開口部は、ガラスの厚さや種類によって有効開口部2つとする。</p> <p>⑦ 開放角度が90度の場合（図ア参照）は、全開口部が有効面積とされるが横幅の中心で区切られるため、$1/2A \times B$の開口部が2つあることになる。開放角度がθ度の場合（図イ参照）は、Cの部分が有効寸法となる。Cは、$A \times (1 - \cos\theta)$となる。</p> <p>⑧ ⑦の例によること。 ただし、横軸上部の開口部は、横幅が床面から1.2mを越える場合、有効開口部算定不可とする。</p> <p>⑩ 大型開口部（シャッター、ハンガードア等）は、原則として有効開口部算定不可であるが、材質、開閉方式等について一定の条件を満たせば有効開口部算定可とする。 なお、詳細については、別記6・2によること。</p>

別記 3 容易に破壊することができるガラスの種別等

ガラスの種別	日本産業規格	ガラスの厚さ
普通板ガラス	J I S R 3 2 0 1	6. 0 mm以下
フロート板ガラス	J I S R 3 2 0 2	
型板ガラス	J I S R 3 2 0 3	
熱線吸収板ガラス	J I S R 3 2 0 8	
熱線反射ガラス	J I S R 3 2 2 1	
強化ガラス	J I S R 3 2 0 6	5. 0 mm以下
超耐熱結晶化ガラス（備考1）	—	5. 0 mm以下
複層ガラス（備考2）	J I S R 3 2 0 9	—

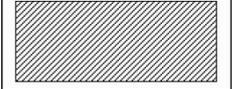
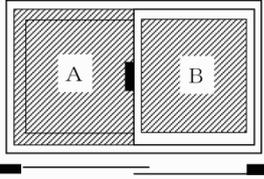
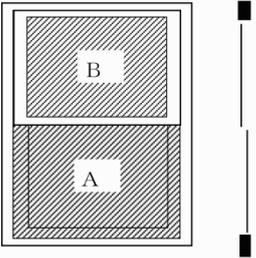
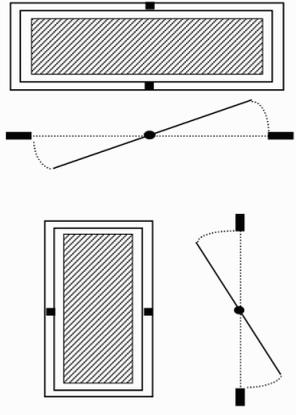
備考1 超耐熱結晶化ガラスにあつては、日本産業規格がないが、容易に破壊することができるガラスと同等として取り扱うものとする。

備考2 複層ガラス（ガラスとガラスの間に中空層が存するもの）にあつては、上記表のガラスの組合せであれば容易に破壊することができるガラスと同等として取り扱うものとする。

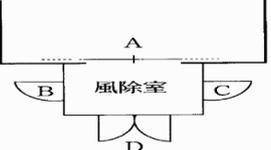
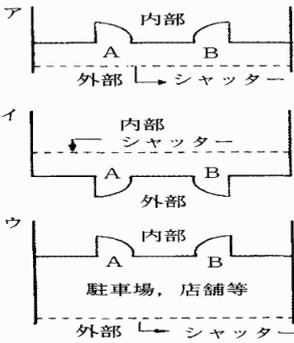
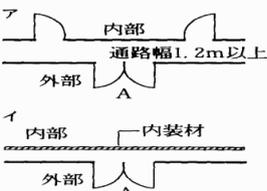
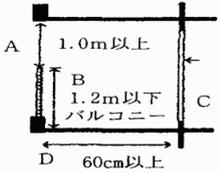
備考3 上記のガラスに金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス（通称 Low-E 膜付きガラス）は外部から開放し、又は容易に破壊することにより侵入できるものとして取り扱うことができる。

（注）上記表のガラスの種類以外（網入り板ガラス、線入り板ガラス、合わせガラス、倍強度ガラス等）のものについては、容易に破壊することができるガラスとしては認められないものとする。

別記 4 別記3のガラスを使用する場合の有効開口部算定について

開口部の形状別有効開口面積	判断基準等
<p>①</p> 	<p>窓枠（白抜きの部分とする。以下同じ。）を除く斜線部分を有効開口部算定可とする。</p>
<p>②</p> 	<p>開放することができる部分については、窓枠を含めた斜線部分Aとし、もう一方については窓枠が残るため、窓枠を除く斜線部分Bを有効開口部算定可とする。</p> <p>ただし、外側から窓枠ごと脱着可能な場合は、全面を有効開口部算定可とする。</p>
<p>③</p> 	<p>②引き違い窓の例によること。</p> <p>ただし、Bの開口部は、開口部の下端が床面から1.2mを超える場合は、有効開口部算定不可となる。</p>
<p>④</p> 	<p>開放角度に関わらず、窓枠を除く斜線部分を有効開口部算定可とする。</p>

別記 5 開口部の組み合わせによる有効開口部算定について

開口部の組合せによる形態	参考図	判断基準等
① 風除室がある場合		<p>AとB+C+Dの有効開口面積を比較し、面積の少ない方で有効開口部算定を行う。 上記により、Aが有効開口部算定される場合の階床面積は、風除室の面積を除く面積として差し支えない。</p>
② シャッターと扉の組合せの場合		<ul style="list-style-type: none"> ● シャッターが有効開口部とみなされる場合 <p>ア A、Bで有効開口部算定を行う。この場合の階床面積はA、B開口部面とシャッター面に囲まれた部分を除いた面積として差し支えない。 イ A、Bで有効開口部算定を行う。 ウ シャッターと扉の間の状況によりシャッター部分で有効開口部算定を行う。(ただし、AとBが有効開口部である場合に限る。)</p>
③ 外壁の直近に間仕切り壁等がある場合		<p>ア 通路幅1.2m以上であれば、Aは有効開口部算定可とする。ただし、通路に通行障害となるものが置かれぬ場合に限る。 イ 内装材の種類及び厚さ等にかかわらず、Aは有効開口部算定不可とする。</p>
④ 格子を設けた場合		<p>原則として、有効開口部算定不可とする。</p>
⑤ 外壁面にバルコニーがある場合		<p>Aが1m以上、かつ、B(手すりの高さ)が1.2m以下、かつ、D(バルコニー幅)が60cm以上の場合には、Cは有効開口部算定可とする。 なお、バルコニーに面する敷地が1m未満の場合は、別記1・(3)によること。</p>
⑥ 二重窓の場合		<p>有効開口部算定可とする。</p>

別記 6

1 開口部に電気錠を設ける場合の有効開口部算定について

原則として有効開口部として扱わないが、下記の方法により電気錠を非常時に解錠することができる部分については、有効開口部として算定することができるものとする。ただし、電気錠には自動火災報知設備に準ずる非常電源を附置（電気錠の種類で、通電時は施錠し、非通電時は解錠される「通電時施錠型」を除く。）すること。

- (1) 防災センター、守衛室等に設置した遠隔操作装置により解錠するもの
- (2) 自動火災報知設備と連動し、解錠するもの
- (3) 扉の直近の見やすい位置に、非常時手で解錠できる装置により解錠するもの

2 大型開口部又は特殊開口部の有効開口部算定について（屋内から手で容易に開放できるもの）

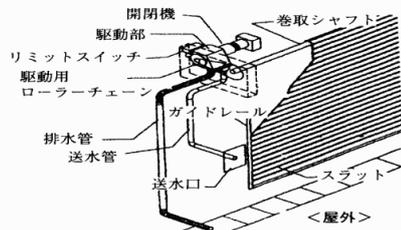
種別（材質）	平常時の開閉方式	開口部算定の可否
軽量シャッター （スチール） （ステンレス） （アルミ）	電動式	水圧開放装置（*1）を設ければ可
	手動式 （バランス式）	可（*2）
重量シャッター （スチール） （ステンレス） （アルミ）	電動式	水圧開放装置（*1）を設ければ可
	手動式 （チェーン式） （ハンドル式）	水圧開放装置（*1）を設ければ可
軽量オーバースライダーシャッター （スチール） （アルミ）	電動式	水圧開放装置（*1）を設ければ可
	手動式 （チェーン式） （バランス式）	可（*2）
重量オーバースライダーシャッター （スチール） （アルミ） （ファイバーグラス）	電動式	水圧開放装置（*1）を設ければ可
	手動式 （チェーン式） （バランス式）	水圧開放装置（*1）を設ければ可 また、シャッター直近に開口部（*3）があれば全面可
ハンガードア （スチール） （アルミ） （ファイバーグラス） （木）	手動式	潜り戸（*4）又は直近に開口部（*3）があれば全面可

- * 1 水圧開放装置（認定品）には、送水圧によりシャッターを巻き上げる方式と、送水圧により電動開閉スイッチを作動（非常電源付）させ、巻き上げる方式がある。（別図参照）
避難階以外の階で当該装置を使用する場合、送水口は避難階を原則とし、巻き上げ機又は電動開閉スイッチの設置される高さにおいて、必要送水圧が確保できるよう設置すること。この場合の開口部の面積算定については実開口部分とする。また、屋内から非常電源等を使用した操作（操作部は床面より1.5m以下で容易に行えること。）により開放できるスイッチを設置すること。その場合、スイッチ等是不燃材料等により保護し、そこから非常電源装置までを専用の耐火配線とすること。
- * 2 避難階以外の階に設けた場合は、有効開口部算定不可とする。
ただし、水圧開放装置（*1と同様）又はバルコニー等の有効に消防活動ができるスペース（概ね幅はシャッター幅以上、奥行1m以上）を設けた場合は、有効開口部算定可とする。
- * 3 （屋内側）水平方向の歩行距離で3m以内に（W（幅）75cm×H（高さ）120cm以上又は直径1m以上の円が内接する）有効開口部（別記2参照）があり、当該開口部が屋内から手動で容易に開放するものは算定可とする。ただし、この場合は面積算定のみを可とし、最低2箇所必要とされるW（幅）75cm×H（高さ）120cm以上又は直径1m以上の円が内接する有効開口部のうちの1の開口部としては扱わないものとする。
- * 4 潜り戸は、屋内外から手動で容易に開放することのできる（W（幅）75cm×H（高さ）120cm以上又は直径1m以上の円が内接する）有効開口部である場合、ハンガードアの開口面積については有効開口算定可とする。

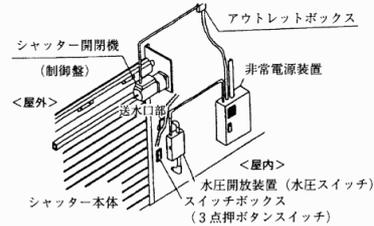
（注） 重量、軽量の区分として、概ね材質厚が1.5mm以上を重量（特定防火設備である防火戸）、同厚0.8mm以下を軽量とする。

別 図

（1）送水圧により、直接巻き上げる方式



（2）送水圧により、水圧スイッチを作動させ巻き上げる方式



電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて

第1 電気設備が設置されている部分に関する事項

- 1 令第13条第1項の規定により、発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分で、床面積が200平方メートル以上の防火対象物又はその部分には、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下「特殊消火設備」という。）を設置しなければならないこととされているが、この場合の「その他これらに類する電気設備」には、リアクトル、電圧調整器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等（以下「リアクトル等」という。）が該当するものであること。ただし、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- (1) 配電盤又は分電盤
- (2) リアクトル等のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの
- (3) リアクトル等のうち容量が20KVA未満（同一の場所に2以上設置されている場合は、それぞれの設備の容量の合計をいう。）のもの

- 2 発電機、変圧器、その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が設置されている部分の床面積とは、当該電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離5メートルの線で囲まれた部分の面積（同一の室内に2以上の電気設備（水平距離5メートルで囲まれた部分が相互に接する場合に限る。）が設置されている場合は、その合計面積をいう。）をいうものであること。

ただし、壁、天井（天井のない場合あっては、屋根）及び床が下地を含めて不燃材料で仕上げられ、その開口部に防火戸（建築基準法第2条9号の2ロに規定する防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）を設けた区画に電気設備が設置される場合は、当該区画された部分の床面積とすることができる。

- 3 電気設備のうち、次のいずれかに該当するもの（ケーブルが多条布設されるものにあつては、当該ケーブルに延焼防止上有効な措置を施したものに限り。）が設置されている部分（警備員等が常駐するものに限り。）に設置する特殊消火設備は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第19条第6項第5号の規定にかかわらず、令第32条の規定を適用し、大型消火器又は移動式の特殊消火設備とすることができる。

- (1) 密封方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備であつて内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で絶縁劣化、アーク等による発火危険のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000KVA未満のもの
- (2) 密封方式のOFケーブル油槽
- (3) 1,000KVA未満の容量のもの
- (4) 昭和48年消防庁告示第1号（自家発電設備の基準）又は昭和50年消防庁告示第7号

(キュービクル式非常電源専用受電設備の基準) に適合する構造のキュービクルに収納されている電気設備

(5) 発電機、変圧器のうち冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの

4 電気設備が設置されている部分について、次のすべてに適合するものは、移動式の特殊消火設備とすることができる。

(1) 耐火構造の独立棟で延焼のおそれがないもの

(2) 壁及び天井の室内に面する部分は、準不燃材料で仕上げることを。

(3) 開口部は、防火設備である防火戸で、自閉式か煙感知器連動閉鎖式であること。

(4) 火災時に自動的に電流を遮断する装置があること。

第2 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分に関する事項

1 令第13条第1項の規定により、鍛造場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する部分(以下「鍛造場等」という。)で床面積200平方メートル以上の防火対象物又はその部分に特殊消火設備を設置することとされているが、この場合の特殊消火設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分の取扱いは、次に定めるところによること。

(1) 「その他多量の火気を使用する部分」とは、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等が該当するものであること。

(2) 鍛造場等のうち、最大消費熱量の合計が毎時350キロワット以上のもので特殊消火設備を設置しなければならないものに該当するものであること。

この場合の熱量は、2に定める範囲内のものを合計したものであること。

2 鍛造場等の床面積の算定は、第1の2の例により算定するものであること。

3 鍛造場等のうち燃料にプロパンガス、都市ガス等の可燃性ガス又は灯油、重油等の液体燃料を使用するものにあつては、当該設備の燃料の供給を消火剤放射前に停止できる構造とすること。この場合、消火設備が自動式のものにあつては、停止装置を自動式とすること。

4 鍛造場又は金属溶解設備の設置されている部分に設置する特殊消火設備は、規則第19条第6項第5号の規定にかかわらず、令第32条の規定を適用し、移動式の特殊消火設備とすることができるものであること。

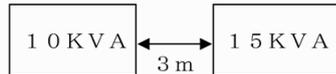
電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて（図解）

第1 電気設備が設置されている部分

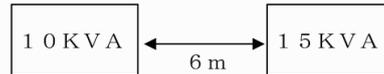
1 電気設備の範囲

- (1) 発電機
- (2) 変圧器
- (3) その他これらに類する電気設備（「リアクトル等」という。）
 - ア リアクトル
 - イ 電圧調整器
 - ウ 油入コンデンサー
 - エ 油入遮断器
 - オ 計器用変成器等
- (4) 以下に掲げるものは該当しない。
 - ア 配電盤又は分電盤
 - イ リアクトル等で油類を使用せず可燃性ガスの発生のおそれのないもの
 - ウ リアクトル等の容量が、同一場所合計で20KVA未満のもの
同一場所とは、機器相互の距離が5mのもの

A 電気設備に該当する。

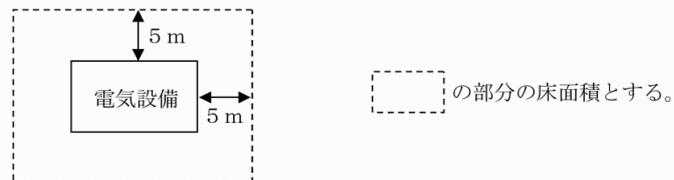


B 電気設備に該当しない。

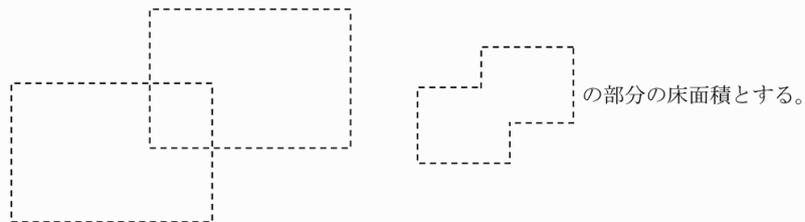


2 電気設備が設置されている部分の床面積

(1) 据付部分の周囲水平距離5mの範囲



(2) 相互に接した場合は、合計した床面積とする。



消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準について

第1 趣旨

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第32条の規定による消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関する特例は、この基準の定めるところによるものとする。

第2 精神病院等に対する特例

精神障害者等のうち、重症患者（非常時において自ら避難することが困難な患者をいう。）を収容する病棟又は病室が存する階（精神障害者等の診療若しくはリハビリテーションを行っている病棟又は病室が存する階を除く。）については、次のとおり特例を適用することができるものとする。

1 消火器具

消火器具は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第6条第6項の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定に基づき算定した能力単位のもを各階のナースステーション内に集中して設置することができる。

2 屋内消火栓設備

- （1）政令第11条第3項第1号に定める屋内消火栓設備を設置する場合は同号イの規定にかかわらず、ナースステーションの出入口付近に設置することができる。
- （2）屋内消火栓箱の上部に設ける赤色の灯火は、規則第12条第1項第3号の規定にかかわらず、設けないことができる。

3 スプリンクラー設備

- （1）スプリンクラーヘッドは、規則第13条の2第1項の規定にかかわらず、開放型のものですることができる。
- （2）スプリンクラーヘッドには、規則第13条の2第4項第1号ホの規定にかかわらず、いたずら防止のための防護具（散水能力及び均一散水を著しく妨げるものを除く。）を設けることができる。
- （3）スプリンクラー設備には、規則第14条第1項第4号の規定にかかわらず、自動警報装置を設置しないことができる。

4 自動火災報知設備

- （1）感知器は、いたずら防止のため天井面に火災の感知に支障のないように埋設し、又は感知器の下方に防護具を設けることができる。
- （2）地区音響装置は、規則第24条第5号の規定にかかわらず、手動操作により鳴動させることができる。

5 避難器具

次の（1）及び（2）に該当する場合は、政令第25条第1項の規定にかかわらず、避難器具を設置しないことができる。

- （1）避難に際して二方向避難路が確保されていること。

(2) スプリンクラー設備及び自動火災報知設備が、政令第12条及び第21条に定める技術上の基準（前3及び4の特例を含む。）に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。

6 誘導灯

避難口誘導灯及び通路誘導灯には、いたずら防止のための防護具（視認性を著しく妨げるものを除く。）を設けることができる。

第3 出火危険の著しく少ない防火対象物又はその部分に対する特例

不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られている防火対象物又はその部分で、出火の危険が著しく少ないと認められ、かつ、次の1から7までのいずれかに該当するものについては、政令第11条第1項、第12条第1項、第19条第1項及び第2項、第20条第1項及び第2項、第21条第1項、第26条第1項、第28条の2第1項及び第29条第1項の規定にかかわらず、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、誘導灯、連結散水設備及び連結送水管を設置しないことができるものとする。

- 1 倉庫、塔屋部分等であって、不燃性の物件のみを収容するもの
- 2 浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で配水管、貯水池又は貯水槽を収容するもの
- 3 冷凍室又は冷蔵室で、室内に面する部分の仕上げを不燃材料としたもの
- 4 抄紙工場の抄紙作業場、サイダー、ビール、ジュース工場等の洗場又は充填作業場等
- 5 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納し、又は取り扱わないもの
- 6 室内プール又は室内スケート場の用途に供するもの
- 7 金庫室等でその開口部に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）又はこれと同等以上のものを設けたもの

第4 電気設備が設置されている部分に対する特例

発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が次の1から5までのいずれかに該当する場合は、当該電気設備（ケーブルが多条布設されるものにあつては、延焼防止上有効な措置を施したものに限り。）が設置されている部分（警備員等が常駐するものに限り。）に設置する不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備は規則第19条第6項第5号の規定にかかわらず、大型消火器又は移動式の特殊消火設備とすることができるものとする。

- 1 密閉方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備であつて、内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で絶縁劣化、アーク等による発火危険のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000キロボルトアンペア未満のもの
- 2 密封方式のOF（Oil Filled）ケーブル油槽
- 3 1,000キロボルトアンペア未満の容量の電気設備

- 4 自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）又はキュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第7号）に適合する構造のキュービクルに収容されている電気設備
- 5 発電機及び変圧器のうち冷却又は絶縁のための油類（自己消火性のものを除く。）を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの

第5 鍛造場又は金属溶解設備等が設置されている部分に対する特例

鍛造場又は金属溶解設備等が設置されている部分における不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の設置については、規則第19条第6項第5号の規定にかかわらず、移動式の特殊消火設備とすることができるものとする。

第6 仮設建築物に対する特例

屋内消火栓設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない仮設建築物（催事を目的とするものを除く。）で消火器及び非常警報器具又は非常警報設備を設け、かつ、頻繁に巡回する等容易に火災を感知できる措置をしたときは、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

第7 屋内消火栓設備に対する特例

- 1 政令第11条第1項に掲げる防火対象物又はその部分にスプリンクラー設備を政令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、次の（1）から（5）までに掲げる部分に限り屋内消火栓設備を設置しないことができるものとする。
 - （1）エレベーターの昇降路
 - （2）水平断面積2平方メートル未満のパイプシャフト等（各階で床打ちされているものを含む。）
 - （3）直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所
 - （4）放射線源を貯蔵し、又は破棄する室
 - （5）金庫室、便所、浴室等
- 2 政令第11条第1項に掲げる防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られた部分で、電気設備、金属溶解設備等があり、放水による消火が困難と認められ、又は二次の危険の発生のおそれのある部分については、屋内消火栓設備を設置しないことができるものとする。
- 3 政令第11条第3項第2号に規定する屋内消火栓を防火対象物のロビー、ホール、ダンスフロア、リハビリ室、体育館、講堂、その他これらに類する部分に設置する場合で、可燃物の集積量が少なく、かつ、当該部分にホースを直線的に延長し有効に放水できるものにあつては、同号イ（1）又はロ（1）に規定する水平距離をそれぞれ20メートル以下又は30メートル以下とすることができるものとする。

第8 パッケージ型消火設備に対する特例

政令第11条第1項に掲げる防火対象物又はその部分のうち、パッケージ型消火設備を次の1又は2のいずれかに該当する場所に設置するときは、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第12号）第3の規定にかかわらず、地階又は無窓階にパッケージ型消火設備を設置することができるものとする。

1 次の（1）及び（2）に掲げる場所

- （1）使用形態が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室及び通信機械室その他これらに類するものではないこと。
 - （2）二方向避難が確保されている、主要な避難口を容易に見通すことができる等、避難経路が明確であること。
- 2 居室等の各部分から常時出入りの用に供する廊下、通路及び屋外への出入口を容易に見通し識別でき及び避難することができるもので、かつ、居室等の各部分からの歩行距離が、避難階にあっては20メートル以下、避難階以外の階にあっては10メートル以下である場所

第9 スプリンクラー設備に対する特例

1 政令第12条第1項に掲げる防火対象物又はその部分に、スプリンクラー設備を設置するときは、第7・1・（1）から（5）までに掲げる部分に限り補助散水栓を設置しないことができるものとする。

2 政令第12条第1項に掲げる防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られた部分で、電気設備、金属溶解設備等があり、放水による消火が困難と認められ、又は二次的危険の発生のおそれのある部分については、補助散水栓を設置しないことができるものとする。

3 政令第12条第2項第2号ロに掲げる放水型ヘッド等を設置する防火対象物又はその部分のうち、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものについては、放水型ヘッド等その他のスプリンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。

- （1）体育館（主として競技を行うために使用するものに限る。）、ロビー、会議場、通路その他これらに類する部分であって、次のアからウに該当するもの
 - ア 当該部分の壁及び天井の仕上げが準不燃材料（建築基準法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）であること
 - イ 当該部分において火気の使用がないこと
 - ウ 当該部分に多量の可燃物が存しないこと

（2）前（1）イ及びウに該当するほか、床面積が概ね50平方メートル未満である部分

4 政令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物のうち、次の（1）から（4）までのすべてに該当するものについては、一般住宅の用途に供される部分に限りスプリンクラー設備を設置しないことができるものとする。

- （1）主要構造部が、準耐火構造（建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）であること。
- （2）防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が政令第10条及び第21条の技術上

の基準に従い設置されており、一般住宅の用途に供される部分の居室には規則第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。

- (3) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備が政令第23条の技術上の基準に従い設置されていること。
 - (4) 一般住宅の用途に供される部分（階段、通路等の共有部分を除く。）の同一階及び上階に一般住宅の用途に供される部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）が存しないこと。ただし、一般住宅の用途に供される部分と非住宅部分が同一階に存する場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火戸（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設置されている場合はこの限りでない。
- 5 押入れ又は物置（以下「押入れ等」という。）で、次の（1）から（3）までのすべてに該当するものは、政令第12条第2項第1号の規定にかかわらず、スプリンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。
- (1) 床面積が1平方メートル以下であること。
 - (2) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料であること。
 - (3) スプリンクラーヘッドが押入れ等の出入口に面して次のアからウまでのいずれかにより設けられていること。
 - ア 押入れ等の各部分までの水平距離が政令第12条第2項第2号イの表に定める距離となる位置に閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）が設けられていること。
 - イ 押入れ等の各部分までの水平距離が2.6メートル以下となる位置に小区画型ヘッドが設けられていること。
 - ウ 押入れ等の各部分が、側壁型ヘッドを取り付ける面の水平方向の両側にそれぞれ1.8メートル以内、かつ、前方3.6メートル以内となる範囲に包含される位置に側壁型ヘッドが設けられていること。

第10 自動火災報知設備に対する特例

- 1 政令第21条第1項に掲げる防火対象物に存する部分のうち、次の（1）から（9）までのいずれかに該当するものについては、政令第21条第2項の規定にかかわらず、自動火災報知設備の感知器を設けないことができるものとする。
 - (1) 恒温室、冷蔵庫、冷凍室等で当該場所における温度状況を常時有効に監視できる自動温度表示装置（非常電源を付置したもの又は専用回路としたもので、前面3メートルの位置から容易に確認できる赤色の灯火及びベル又はブザー等を設けてあるものに限る。）を防災センター等常時人のいる場所に設けてあるもの
 - (2) 押入れ等で、床面積1平方メートル以下のもの又は床面積3.3平方メートル以下で次のア若しくはイに該当するもの

- ア その場所でも出火した場合でも延焼のおそれのない構造であること。
 - イ その上部の天井裏に感知器を設けてあること。
- (3) 準耐火建築物（建築基準法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物）の天井裏、小屋裏等で不燃材料の壁、天井及び床で区画されている部分
- (4) 耐火構造の壁で造られ、その開口部に防火戸又はこれらと同等以上のものを設けてあるパイプシャフト等で次に掲げるもの
- ア 水平断面積1平方メートル以下のもの
 - イ 各階で床打ちされており、床面積2平方メートル以下のもの
- (5) 陶磁器の焼成、金属の溶解若しくは鋳造又は鍛造設備のある場所のうち、感知器により火災を有効に感知できない部分
- (6) 振動が著しく、感知器の機能の保持が困難な場所
- (7) 便所、浴室等
- (8) 金属を著しく腐食するおそれのある場所
- (9) 庇等の部分で三辺が開放されており、可燃性物品等の存置がなく、軒先からの距離が5メートル未満の部分
- 2 政令第21条第1項第2号から第4号までの規定により自動火災報知設備を設置する場合、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものは、一般住宅に供される部分に限り感知器を設置しないことができるものとする。
- (1) 政令第21条第1項第2号に規定する防火対象物で、一般住宅の用途に供される部分（廊下、階段等の共用部分を除く。以下同じ。）を除いた面積が200平方メートル未満の防火対象物
- (2) 政令第21条第1項第3号に規定する防火対象物（政令別表第1（16）項イに該当するものにあつては、政令第21条第1項第1号に規定する用途が存するものを除く。）で、一般住宅の用途に供される部分を除いた面積が300平方メートル未満の防火対象物
- (3) 政令第21条第1項第4号に規定する防火対象物（政令別表第1（5）項ロに該当するものを除く。）で、一般住宅の用途に供される部分を除いた面積が500平方メートル未満の防火対象物
- 3 次の(1)から(3)までのすべてに該当するものは、政令第21条第1項第3号の規定にかかわらず、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。ただし、政令第21条第1項第1号に規定する用途が存するものを除く。
- (1) 平屋を除き主要構造部は、木造（準耐火構造を除く。）以外の構造であること。
- (2) 延べ面積は、500平方メートル未満であること。
- (3) 政令第21条第1項第3号イ又はロに規定する用途（以下「特定用途」という。）に供される部分が、次の条件のすべてに適合すること。
- ア 特定用途に供される部分の存する階は避難階（建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。）又はその直上階（特定用途として取扱われても不特定多数の者の出入りがない倉庫、更衣室等に限る。）であり、かつ、無窓階以外の階で

あること。

イ 避難階における特定用途に供される部分の床面積の合計は、150平方メートル未満であること。

ウ すべての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。

第11 消防機関へ通報する火災報知設備に対する特例

同一敷地内に存する複数の防火対象物（いずれも消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務がある対象物）の主たる棟に火災通報装置本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下「別棟」という。）に当該火災通報装置の遠隔起動装置を設置する場合で、次の1から4までにより設ける場合は、別棟について消防機関へ通報する火災報知設備が設置されているものとして取り扱うことができるものとする。

- 1 火災通報装置本体及び別棟に設置される遠隔起動装置は、防災センター等（常時人がいる場所に限る。）に設置されていること。ただし、無人となることがある別棟に設置される遠隔起動装置については、多数の者の目にふれやすく、かつ、火災に際し速やかに操作することができる箇所及び防災センター等（有人のときには人がいる場所に限る。）に設置することをもって代えることとすることができる。
- 2 主たる棟と別棟の防災センター等相互間で同時に通話することのできる設備が設けられていること。
- 3 火災時において、通報連絡、初期消火、避難誘導等所要の措置を講じることのできる体制が整備されていること。
- 4 別棟は、規則第25条第3項第4号の規定に適合するものであること。

第12 放送設備に対する特例

政令第24条第2項及び第3項に掲げる防火対象物に存する部分のうち、放送設備の操作部等が設置されている小規模な管理事務室等において、次に該当するものについては、政令第24条第4項の規定にかかわらず、放送設備のスピーカーを設けないことができるものとする。

- 1 操作部等にモニタースピーカーが設置されていること。
- 2 当該放送区域（管理事務室等）の各部分から操作部等のモニタースピーカーまでの水平距離が10メートル以下であること。

第13 誘導灯及び誘導標識に対する特例

- 1 規則第28条の3の規定にかかわらず、次の（1）から（5）までのいずれかに該当するものについては、避難口誘導灯を設けないことができるものとする。
 - （1）防火対象物（地上1階又は2階建のものに限る。）の避難階で、当該防火対象物の窓から容易に避難できる避難口
 - （2）屋内から直接地上に通ずる出入口の附室の屋外に面する出入口のうち、当該附室から容易に外部を見通し、かつ、識別することができる主要な避難口

- (3) 政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物及び政令別表第1(16)項イの防火対象物で(5)項口に掲げる用途に供される階のうち、次のア及びイに掲げる主要な避難口。ただし、不特定多数の者の避難経路となる部分及び1階以上の部分は除く。
- ア 階段室及び廊下が開放式である直通階段の出入口
- イ 居室内から直接主要な避難口となる出入口
- (4) 常時出入りの用に供する廊下、通路及び屋外への出入口を居室の各部分から容易に見通し、識別でき、避難することができるもので、かつ、居室内の各部分から10メートル未満に存する避難口
- (5) 住宅の用に供される部分(政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物及び他の用途の避難経路となる部分を除く。)
- 2 規則第28条の3の規定にかかわらず、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するものについては、通路誘導灯を設けないことができるものとする。
- (1) 自然採光が避難上十分な開放式の廊下等及び階段
- (2) 避難階にある廊下等の各部分から屋外を容易に見とおすことができ、かつ、容易に避難することができる開口部を有する廊下等
- (3) 政令別表第1(6)項ニの防火対象物のうち、幼稚園(実態上幼稚園に準ずるものを含む。以下同じ。)又は幼稚園と政令別表第1(7)項に掲げる用途が複合する場合で、日の出から日没までの間のみ使用するもので採光が避難上十分である廊下等
- (4) 住宅の用に供される部分(政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物及び他の用途の避難経路となる部分を除く。)
- 3 規則第28条の3第4項第2号の規定にかかわらず、展示場、体育館等における一時的な催物に際し、特に暗さが要求され、誘導灯を直ちに点灯することが可能な防火管理体制が確保されている場合、誘導灯を消灯することができるものとする。
- 4 誘導標識は、規則第28条の3第5項の規定にかかわらず、防火対象物の居室内及び居室からの避難口又は誘導灯の有効範囲及び避難階で、次の(1)及び(2)に該当するものについては、設置を要しないものとする。ことができる。
- (1) 屋内から容易に外部を見とおすことができる。
- (2) 避難口が容易に識別することができる。

第14 連結散水設備に対する特例

- 1 政令第28条の2の規定にかかわらず、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成17年総務省令第40号。以下「40号省令」という。)に規定する特定共同住宅等で、次の(1)及び(2)に該当するものについては、連結散水設備を設置しないことができるものとする。
- (1) 40号省令第2条第9号に定める開放型特定共同住宅等(以下「開放型特定共同住宅等」という。)又は同条第10号に定める二方向避難・開放型特定共同住宅等(以下「二方向避難・開放型特定共同住宅等」という。)であること。

(2) 40号省令第2条第2号に定める住戸等のうち、同条第6号に定める開放型廊下（以下「開放型廊下」という。）又は同条第7号に定める開放型階段（以下「開放型階段」という。）に主たる出入口が面する住戸、共用室及び管理人室（以下「開放型廊下等に面する住戸等」という。）、開放型廊下並びに開放型階段の部分を除く地階の床面積の合計が700平方メートル未満であること。

2 政令第28条の2の規定により連結散水設備を設置する場合において、開放型特定共同住宅等又は二方向避難・開放型特定共同住宅等における開放型廊下等に面する住戸等、開放型廊下及び開放型階段の部分については、規則第30条の2の規定にかかわらず、散水ヘッドを設置しないことができるものとする。

第15 基準適用の手続き

消防長は、政令第32条に定める特例（特例の内容が軽微なものとして別に定めるものを除く。）の適用を受けようとする者に対しては、消防用設備等の特例基準の適用願（別記様式）に、必要に応じ当該防火対象物の図面等を添えて、提出させるものとする。ただし、特例の適用を建築物の確認申請と同時に受けようとする場合は、適用願を防火対象物工事計画届に添えて提出させるものとする。

別記様式（第15関係）

平成 年 月 日

海部東部消防組合消防長 殿

願出人 住所

氏名

消防用設備等の特例基準の適用願

消防用設備等の設置について、消防法施行令第32条の規定による特例の適用を次のとおり
願ひ出ます。

なお、本願出建築物の変更等により特例の適用条件と相違するに至ったときは、消防法施行令
及び海部東部消防組合火災予防条例に定める消防用設備等を設置いたします。

防 火 対 象 物	所 在 地			
	名 称		用 途	
	構 造		延 べ 面 積	
	工 事 区 分	新築・増築・移設・改修・その他（ ）		
特 例 の 適 用 を 受 け る 消 防 用 設 備 等				
特 例 の 適 用 条 件				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

特例基準の適用の手続きを必要としないものについて

海部東部消防組合消防用設備等設置指導及び審査基準「消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準について」第15に定める基準適用の手続きを必要としないものについては、下記のとおりとする。

- 1 第7 屋内消火栓設備に対する特例
- 2 第9 スプリンクラー設備に対する特例（3及び4を除く。）
- 3 第10 自動火災報知設備に対する特例（1（1）及び3を除く。）
- 4 第12 放送設備に対する特例
- 5 第13 誘導灯及び誘導標識に対する特例

建築確認時における共同住宅等の収容人員の算定について

共同住宅等の収容人員の算定は、消防法令で居住者数とされているが、建築確認時又は使用開始後に出入りが多い等で実態把握が困難であるため、次の表により算定し、必要な消防用設備等の設置指導をするものとする。

住 戸 の 型	算 定 居 住 者 数 (人)
1 K、1 DK、1 LDK、2 DK	2
2 LDK、3 DK	3
3 LDK、4 DK	4
4 LDK、5 DK	5

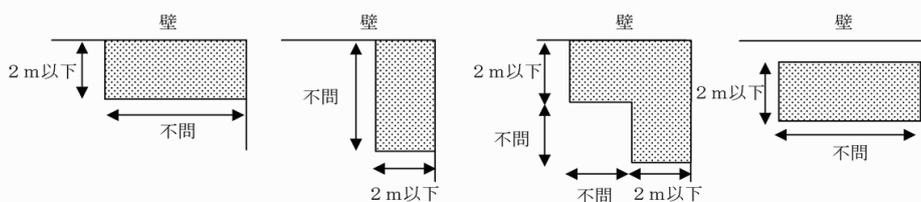
- 備考 1 以降1室増すごとに1人増加する。
2 単身者専用の住戸は、1人と算定する。

棚・床の判定基準

第1 建築物竣工後に設けられた棚等の取扱いについて

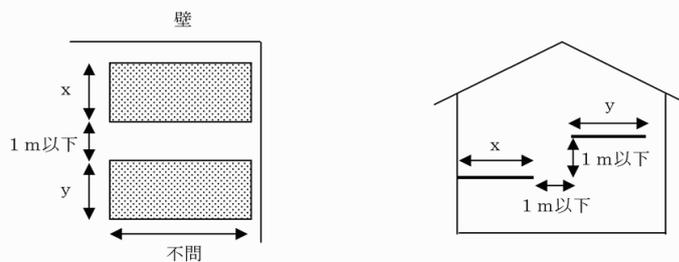
次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものについては、棚として取り扱い、いずれにも該当しないものについては、床として取り扱う。

(1) 棚か床かを判定される対象物件（以下「擬似床」という。）の奥行又は幅が2メートル以下であること。



(平面図)

(2) 一の室に擬似床が2以上存し、それらの相互の距離が1メートル未満である場合、それらを合算したものについて奥行又は幅が2メートル以下であること。



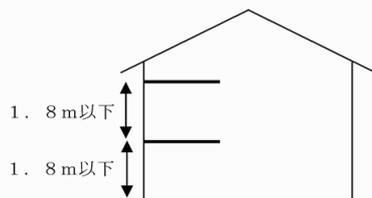
$$x + y \leq 2 \text{ m}$$

(平面図)

$$x + y \leq 2 \text{ m}$$

(断面図)

(3) 擬似床の上方又は下方が1.8メートル未満であること。



第2 前第1以外のものの判断について

建築主事の判断によるものとする。

第3 床と判断されたものの取扱い

1 建築法令による規制は、建築主事の判断によるものとする。

2 消防法令による規制は、次によるものとする。

(1) 床として取り扱われる擬似床は、階数に算入するものとして、次のア又はイに該当する場合を除き、法令どおり規制する。

ア 次の(ア)又は(イ)に該当する場合の政令第11条第3項第1号の適用については、それぞれの定めるところによる。(防火対象物又はその部分が政令第11条第1項に該当していることが前提であるものとする。)

(ア) 一の擬似床の床面積(2以上の擬似床相互の距離が1メートル未満である場合は、それぞれの床面積を合算した数値)が150平方メートル未満の場合は、その擬似床に屋内消火栓設備を設置しないことができる。

(イ) 一の擬似床の床面積が150平方メートル以上の擬似床相互の距離が1メートル以上の場合は、政令第11条第3項第1号の規定にかかわらず、各々に屋内消火栓設備を設けること。

イ 固定されている階段等が存しない擬似床の部分には、政令第26条第1項の規定にかかわらず、誘導灯を設置しないことができる。

第4 柵か床かの判断について

柵又は床の区別については、一般的には、当該部分に積荷を行う場合に、積荷を行う者が当該部分の外部にいてその作業を行うことができる構造のものを柵とし、当該部分を歩行し、又はその上にいて作業を行うものを床とすることが適当であるが、具体的にはその形状、機能等を勘案の上、社会通念に従って判断するものとする。

消防用設備等に係る届出等に関する運用基準

- 1 消防用設備等に係る届出等については、「消防用設備等に係る届出等に関する運用について（平成9年12月5日付け消防予第192号。以下「192号通知」という。）」のほか下記によること。
 - (1) 着工届出書の義務のない消防用設備等（消防法施行令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等以外のもの）については、海部東部消防組合建築物同意事務等取扱規程（昭和46年海部東部消防組合規程第2号）により取り扱うこと。
 - (2) 前1の工事のうち、内容が別表「軽微な工事の範囲」に該当するものについては、軽微な工事とし着工届の提出を求めないこととする。なお、この場合においても設置届は192号通知に準じた取扱いをするものとする。

別表

軽微な工事の範囲（着工届を要しない消防用設備等）

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
消火器	すべて (模様替え、間仕切り 変更等の場合を除く。)	すべて	すべて
動力消防ポンプ設備	該当なし	僅かな位置の変更	すべて
漏電火災警報器	音響装置	僅かな位置の変更	すべて (漏電受信機を除く。)
非常警報設備	発信機、ベル、表示灯 (既設と同種類のもの で同一警戒区域内に 限る。)	発信機、ベル、表示灯 (同一警戒区域内に 限る。)	すべて
非常放送設備	スピーカー (5個以下で増幅器 の取替えを要しない もの)	スピーカー (同一警戒区域内で音 量に支障のない範囲)	すべて (放送設備本体(電源 部、操作部、増幅器) を除く。)
誘導灯	すべて (模様替え、間仕切り 変更等の場合を除く。)	僅かな位置の変更	すべて (同一種類のものに 限る。)

